

■ その他基準見直し検討項目に係る根拠法令等

1 児童福祉法

○第45条の2第1項及び第2項

厚生労働大臣は、里親の行う養育について、基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

2 里親は、前項の基準を遵守しなければならない。

2 児童福祉法施行規則

○第1条の35

法第6条の4第1号に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当する者であることとする。

(1～2省略)

3 養育里親研修を修了したこと。

○第1条の39

法第6条の4第3号に規定する厚生労働省令で定める者は、要保護児童の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）及びその配偶者である親族であって、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者とする。

○第36条の41第1項

養育里親となることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）は、その居住地の都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。（1～7 省略）

○第36条の41第3項

養子縁組里親となることを希望する者（以下「養子縁組里親希望者」という。）は、その居住地の都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。（1～6 省略）

○第36条の42第2項

都道府県知事は、前条第三項の申請書を受理したときは、当該養子縁組里親希望者が次のいずれにも該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、速やかに、養子縁組里親名簿に登録し、又はしないことの決定を行わなければならない。

（1～2省略）

3 養子縁組里親研修を修了したこと。

○第36条の47

第1条の39に規定する者に係る認定等については、養育里親の認定等に準じて、都道府県知事が行うものとする。

3 里親委託ガイドライン（国）

○6 里親の認定・登録について（抜粋）

また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定、登録される。

従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定、登録する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所による指導や支援を受け入れることや、関係機関と協力することが難しい場合、（省略）認定、登録が難しい。

4 里親制度運営要綱（国）

○第5 5 親族里親への委託

- (1) 親族里親は、両親等児童を現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病等による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合において、当該児童の福祉の観点から、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、扶養義務者及びその配偶者である親族に当該児童の養育を委託する制度である。
- (2) 委託について、「死亡、行方不明、拘禁、疾病等による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合」には、虐待や養育拒否により養育が期待できない場合や精神疾患により養育できない場合なども含まれること。（省略）
- (3) 民法第877条第1条により、直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた結果、その親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができること。

（参考）改正前 里親制度運営要綱（国）

- (1) 親族里親は、両親等児童を現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病等による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できず、親族へその養育を委託しなければ、当該児童を児童福祉施設に入所させて保護しなければならない場合において、当該児童を施設へ入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが児童の福祉の観点から適当な場合があることにかんがみ、扶養義務者及びその配偶者である親族に当該児童の養育を委託する制度であること。
- (2) 委託について、「死亡、行方不明、拘禁、疾病等による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合」には、精神疾患により養育できない場合なども含まれること。（省略）
- (3) 民法第877条第1条により、直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設の入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができること。